

**大規模地震対策特別措置法に基づく地震注意情報発表時における児童  
の登下校について**

**1 児童の登校する以前(自宅にいるとき)に、東海地震注意情報が発表された場合**

当日の授業や学校行事を中止するとともに、注意情報が解除されるまでの間、臨時休校とします。(以下、2、3の場合も同様。翌日以降注意情報が解除されるまで臨時休校とします。)

**2 児童が在学中に東海地震注意情報が発表された場合**

- (1) 速やかに集団下校させます。通学団担当教職員が通学路において、下校指導にあたります。
- (2) 保護者の引き取りをあらかじめ申し出た児童は、校地内の安全な場所(運動場等)において保護します。

**3 児童が登下校中に東海地震注意情報が発表された場合**

- (1) 登校中の場合  
直ちに引き返し、できる限り集団で下校します。また、通学団担当教職員が通学路に急行し、下校指導にあたります。
- (2) 下校途中の場合  
できる限り集団で下校します。また、通学団担当教職員が下校途中の通学路に急行し下校指導にあたります。  
\* ご家庭では、東海地震注意情報発表の情報を知ったら、家族で連絡を取り合い、留守の状態にならないようご注意ください。

**4 その他**

地震は、東海地震注意情報が発表されていない場合にも、突然発生することもあります。それゆえ、学校におきましては避難訓練を実施するなど、万一の場合に備えています。ぜひ、各家庭におきまして、日頃から地震発生時の避難の仕方などについて家庭で十分に話し合うなど、万全の備えをしていただくようお願いします。

参考までに

警戒宣言が発令された場合 内閣総理大臣が「警戒宣言」を発令すると、各防災関係機関はサイレンを鳴らして町内全域に知らせます。サイレン音は、45秒間吹鳴を2回繰り返します。 また、市や消防、警察等の防災関係機関の広報車等が走り回って広報活動を展開します。
---